

## 第6章 地震災害対策計画

### 第1節 地震災害予防計画

地震災害による被害を軽減するために必要な計画について定めるものとする。

#### 1 地震に強いまちづくりの推進

避難者の安全確保や延焼防止など、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物やライフライン施設の耐震性の向上を図る。

また、※全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急エリアメールを活用し「緊急地震速報」等の緊急情報を町民等に迅速に伝達して減災を図るなど、地震等の災害に強いまちづくりを推進するものとする。

#### ※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

津波情報や緊急地震速報、緊急火山情報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより住民に緊急情報を迅速に伝達し、国による事態の覚知から住民への伝達まで、時間的なロスを最小限にすることができるシステム

##### (1) 公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たす為、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設公園の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

##### (2) 道路、橋梁の整備

道路及び橋梁は、震災時には避難、救援及び消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの新設及び補修にあたっては、従来からの拡幅整備を推進するほか、耐震性に十分配慮するものとする。

##### (3) 河川及びダム・貯水池（ため池）の整備

地震に起因する浸水被害を防止するため、河川堤防及びダム・貯水池（ため池）の耐震性向上を図るとともに、河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保できるよう整備に努めるものとする。

##### (4) 防災拠点施設の整備

地震災害の発生に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備を推進し、必要な資機材、非常用物資等の備蓄を行なうよう努める。また、防災パンフレットへの掲載等により町民に対する周知を図るものとする。

##### (5) 建築物の耐震性の向上

地震災害時において、円滑な応急対策活動を確保するため、情報伝達、避難及び救援等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の向上に努めるとともに、町民に対して建築物の耐震化促進の周知を図るものとする。

(6) ライフライン施設の耐震性の確保

上下水道、電気及び通信等のライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常の生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保に努めるものとする。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、緊急地震速報等の緊急情報を迅速に町民に伝達するための重要なシステムであり、不備があってはならないことから、平時より適切な管理運営に努めるものとする。

(8) 緊急エリアメール

携帯電話各社で提供している緊急エリアメールは、気象庁からの緊急地震速報や市町村からの災害情報などの災害緊急情報を配信エリア（沼田町全域）の携帯電話（観光客等も含む）に一斉送信することができ、町民等への緊急情報の伝達に有効な手段であることから、必要に応じ適切に活用することとする。

## 2 防災知識の普及

地震災害による被害を最小限に防止するため、防災に関する正しい知識の広報活動を行い、防災に対する意識の普及を図るものとする。

(1) 町民への防災知識の普及

地震災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導などの広範囲な応急対策が必要となるため、市民が自分の身を守り、さらには防災関係機関の職員と協力して活動できるよう必要な知識の周知を行なうものとする。

ア 防災パンフレットの作成及び配布

イ 広報への掲載

ウ ホームページへの掲載

(2) 職員に対する防災知識の普及

職員は、同時に多数の被害をもたらす地震災害に対して、適切な判断と行動がとれるよう平素から防災知識の習得に努めなければならない。

ア 災害発生時の職員行動マニュアルの作成及び配布

イ 防災訓練の実施

## 3 生活関連物資等の確保

大規模な地震災害が発生した場合には、早急に飲料水及び食糧等の生活関連物資の確保が必要となるため、今後必要となる物資の品目、数量等を検討し、避難所毎の収容可能人数等に応じた備蓄を行なうよう努めるものとする。また、災害の長期化に備え、防災関連機関の職員用の備蓄についても、町内事業所等との連携を図り、協定を締結する等その確保に努めるものとする。

## 4 積雪、寒冷対策の推進

積雪寒冷期に地震が発生した場合は、避難路の確保に支障を生じる等、他の季節に比べ被害が拡大することが懸念されるため、除雪体制の強化等の必要な対策の推進に努めるものとする。

- (1) 除雪体制の強化
  - ア 緊急輸送等に要する道路交通の確保
  - イ ヘリコプター発着場所の確保
- (2) 寒冷対策の強化
  - ア 電源を要しない暖房器具の整備
  - イ 防寒用品の備蓄

## 5 避難計画

地震災害から住民の生命及び身体を保護するため、指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の整備等に関する計画は次のとおりとする。

- (1) 指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の確保
  - 指定避難所及び指定緊急避難場所及び福祉避難所は、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるとおりとし、地震災害から住民の安全を確保するために必要指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の整備を図るものとする。
- (2) 指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の住民周知
  - 指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の周知は、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるとおりとし、住民に対し周知を図るものとする。

## 6 災害時要配慮者計画

地震災害発生時には、高齢者及び障がい者等のいわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。このため、「第4章第4節 災害時要配慮者避難支援計画」の定めるところにより、要配慮者の安全確保に努めるものとする。

## 7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分で守る」という精神のもと、「第2章第4節 自主防災組織等の育成」の定めるところにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。

# 第2節 地震災害対策計画

地震による災害の発生の恐れがある場合又は災害が発生した場合の応急対策計画は、本計画によるものとする。

## 1 応急対策活動

地震による災害の発生の恐れがある場合又は発生した場合(非常配備第2号)は、「第2章第2節 災害対策本部」の定めるところにより町長は本部を設置し、指定行政機関・道・町内の公共的団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

## 2 通信連絡の対策

- (1) 防災関係の通信施設の活用
  - 通信連絡は「第3章第2節 災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

## (2) 報道関係機関の協力活動

放送局・新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

## (3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター・自動車等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、「第5章第24節 ヘリコプター活用計画」の定めるところにより北海道知事に要請するものとする。

# 3 広報活動

## (1) 広報の準備

防災行政無線・全国瞬時警報システム(J-ALERT)・緊急エリアメール・広報車等は災害時に迅速に活用できるよう、平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期すものとする。

## (2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

ア 緊急地震速報(気象庁よりJ-ALERT受信、防災無線自動起動により全町放送又は緊急エリアメール)

イ 避難先について(避難所等の位置・経路等)

ウ 交通通信状況(交通機関運行状況・不通場所・開通見込み日時)

エ 火災状況(発生場所)

オ 電気・水道等公益事業施設状況(被害状況・復旧状況・注意事項)

カ 医療・救護所の状況

キ 給食・給水実施状況(供給日時・場所・種類・量・対象者等)

ク 衣料・生活必需品等供給状況(供給日時・場所・量・対象者等)

ケ 河川・土木施設状況

コ 住民の心得等(人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項)

## (3) 広報の方法

「第5章第5節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体(ラジオ・テレビ・新聞・防災無線・J-ALERT・メールぬまた・緊急エリアメール・広報車等)を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

# 4 消火対策

## (1) 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは火災の同時多発、延焼及び石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、「第4章第10節 消防対策計画」に定めるところにより町が実施するが、これが困難な場合は国・道・自衛隊・近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(2) 町の活動

- ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。
- イ 他市町村・道及び関係機関等に対して、消防ポンプ車・消防隊及び化学消防車等の派遣要請をすること。
- ウ 町内事業所等に緊急消化剤・資器材等の提供要請すること。
- エ 北海道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

(3) 危険物の保安活動

ア 石油・薬品及び火薬類等の対策

- ① 石油・ガス・ガソリン・薬品及び火薬工品等の製造取扱い、販売業者又は消費者に対し、町長は一時その製造取扱い・販売・貯蔵・運搬・消費等を禁止し又は制限する。
- ② 町長は被害が広範囲にわたり、引火・爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難・立ち退きの勧告又は指示をする。

危険物の取扱所一覧は別紙のとおり

危険物取扱所一覧

単位 ㍑

区分	名称	所在地	品名・数量				倍数
			類	第1石	第2石	第3石	
屋外タンク 貯蔵庫	北央道路(株)	旭 町	4			20,000	10
	//	//	4			15,000	7.5
	排水機場	字北竜	4			4,000	2
	野幌煉瓦陶管(株)沼田陶管工場	緑 町	4			15,000	7.5
給油取扱所	自衛隊	字沼田	4	600	10,000		13
	岩寺木材産業(株)イワテラ石油	//	4	19,800	39,600		138.6
	北いぶき農協	本 通	4	20,000	20,000		120
移動タンク 貯蔵庫	(株)久保商店	字旭町	4		3,000		3
	岩寺木材産業(株)イワテラ石油	字沼田	4		3,000		3
	//	//	4		4,000		4
地下タンク 貯蔵所	沼田町民会館	南1条	4			10,000	5
	ほろしん温泉	字幌新	4		5,000		5
	//	//	4		1,900		1.9
	//	//	4			7,000	3.5
	//	//	4			15,000	7.5
	和風園	旭町	4			12,000	6
	旭寿園	旭町	4			10,000	5
	沼田小学校	本通	4		6,000		6
	沼田中学校	西町				10,000	5
	日本パッカー(株)	字北竜	4			3,000	1.5
	//	//	4			3,000	1.5
	スノーライスファクトリー	字沼田	4		10,000		10
	//	//	4			5,000	2.5
	水道企業団	字沼田	4			20,000	10
	深川警察署沼田警察庁舎	北1条	4			6,000	3
	弾薬支処(隊舎)	字沼田	4			62,000	31
	// (警衛)	//	4			4,000	2
	グリーンコーポレートクラブ	字北竜	4		1,900		1.9
	健康福祉センター	南1条	4			10,000	5
	生涯学習センター	南1条	4			5,000	2.5
町民体育館	西町	4			6,000	3	
簡易貯蔵所	グリーンコーポレートクラブ	字北竜	4	600			3

## イ 放射性物質の対策

- ① 災等により放射線障害が発生し又は発生する恐れのある場合は、医療機関と緊密危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また延焼防止を主眼として汚染区域を設定する。
- ② 大量放出又はその恐れがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定する。

## 5 避難救出対策

(1) 町長は地震発生に伴う火災等の発生により、住民に危険が切迫していると認めた場合立入禁止区域を設定する。（「第5章第6節 避難救出計画」参照）

(2) 避難勧告又は指示の徹底

### ア 周知の方法

- ① 電話連絡・防災無線・緊急エリアメール等により迅速に対象地域に周知する。
- ② 広報車を危険区域に出動させる。
- ③ 場合によっては、放送機関に周知のための放送を依頼する。

### イ 勧告又は指示の内容

- ① 避難対象地域
- ② 避難理由
- ③ 避難先(場所)
- ④ 避難経路その他注意事項

(3) 避難先の設定等

震災時における避難先の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して「第5章第6節 避難救出計画」に定める指定避難所及び指定緊急避難場所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

ア 公園・広場等相当の広さを有し、かつ防火に役立つ樹木・貯水槽などが存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物・多量の可燃物品、あるいは崩壊の恐れがある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。

また、延焼等危険が迫ったときは、さらに他の場所へ避難移動できること。

(4) 避難誘導

避難誘導は、「第5章第6節 避難救出計画」に定める避難方法等に準じるものとするが、被災者が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは道に対し応援を求め実施する。

(5) 住民等による救出・救助活動

地震発生時においては広範囲での火災の同時多発も想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(6) 消防職員及び団員並びに警察官等による救出・救助活動の実施

町長は震災により緊急に救出救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して警察官と協力し、また消防機関を適切に運用して救出・救助活動を実施するものとする。

6 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

「第5章 災害応急対策計画」の各節に基づき、万全な対策を講ずるものとする。

7 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、「第5章第18節 文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり実施するものとする。

- (1) 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平常時から災害に備え職員等の任務分担や時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
- (2) 在学中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育や防災訓練等を実施するとともに、災害時には迅速かつ適切な指示と指導を実施するものとする。
- (3) 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所等の早期発見に努め、これらの改善を図るものとする。

8 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、応急修理に関する計画は、「第5章第21節 住宅対策計画」に定めるところによる。

9 被災建築物安全対策計画

- (1) 地震災害被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

ア 応急危険度判定の活動体制

北海道及び町（土木・給水対策班）は関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定の基本的事項

① 判定対象建築物

原則として全ての被災建築物を対象とするが、被災の状況により、判定対象を限定することができる。

② 判定開始時期、調査方法

地震発生後、出来る限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに行なう。

③ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」3段階で判定を行い、3色のステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

危険性	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。

④ 判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

⑤ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行なわれた場合には、判定結果が変更される場合がある。

(2) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

ア 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

イ 実施主体及び実施方法

① 北海道及び町

北海道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

② 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

③ 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

④ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

10 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明となった者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第5章第14節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

11 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人名の保護等のため必要がある場合に、自衛隊部隊等の災害派遣を要請する計画については、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

12 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第5章第22

節 ボランティアの受入れ」に定めるところによる。